

より効果的な取組に資する実践的取組事例集の作成について (案)

- いじめ防止対策推進法では、学校に、いじめ防止基本方針の作成や組織の設置を求めており、これら法律で求められた措置を確実に行うことは最低限必要なことであるが、いじめの問題をはじめとする子供たちの問題行動など生徒指導上の諸問題に関しては、日頃からの地道な未然防止の取組や組織的な対応が、実際になされるような体制整備が必要である。
- 文部科学省では、いじめ防止対策推進法の枠組みを使って、より実効性の高い取組を真摯に行っている学校にスポットをあて、他の学校現場の創意工夫を促すような取組を行ってはどうかと考え、いくつかの地域から実践的取組事例を収集したところ、別紙のようなものが集まった。
- 今後、いじめ防止のための一層の取組強化に向け、さらに多くのアイデアを収集し、参考資料集として取りまとめ、広く普及することとしてはどうか。
併せて、いじめ防止対策協議会を構成している委員の所属する団体からも、この問題への取組事例など、学校をどのように支援できるか、資料提供いただければ、掲載してはどうか。

(募集対象・内容)

- ・ 各都道府県・指定都市から市町村まで募集をかけ、域内の学校で、この趣旨にあう学校の取組事例を推薦いただく
- ・ 学校種は、小・中・高・特別支援学校（国公立）
- ・ 募集内容は、効果的な取組事例と、その取組の目指すところや期待される効果等の解説を募集する
- ・ いじめ防止対策協議会を構成する委員の所属団体から、当該団体における取組がわかる内容についても提供があれば、資料集に取りまとめる際に掲載

(募集期間)

7月中旬から9月初旬まで

→ 次回のいじめ防止対策協議会にて、進捗状況を報告します